

セルフメディケーション税制を知っていますか!?

～来年1月から特定の医薬品購入に対する新しい税制が始まります～

○どんな税制なの?

セルフメディケーションとは、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」(WHOの定義)です。セルフメディケーションを推進していくことは、国民の自発的な健康管理や疾病予防の取り組みを促進することはもちろん、医療費の適正化にもつながります。

セルフメディケーション税制は、国民のセルフメディケーションを推進するため、一定の条件のもとで所得控除を受けられる制度として創設しました。

この税制を活用するためには、確定申告をする方が定期健康診断等※のいずれかを受けることが必要です。そのうえで、確定申告をする方や、そのご家族が購入した特定のOTC医薬品(後述)の合計が年間1万2000円を超えた場合に、超えた金額(8万8000円が限度)について、その年の総所得金額から控除を受けることができます。

本特例措置を利用するときのイメージ

○課税所得 400 万円の者が、対象医薬品を年間 2 万円購入した場合 (生計を一にする配偶者その他の親族の分も含む)

20,000 円
(対象医薬品の購入金額)

12,000 円
(下限額)



○ 8,000 円が課税所得から控除される
(対象医薬品の購入金額: 20,000 円 - 下限額: 12,000 円 = 8,000 円)

○減税額

- ・ 所得税: 1,600 円の減税効果 (控除額: 8,000 円 × 所得税率: 20% = 1,600 円)
- ・ 個人住民税: 800 円の減税効果 (控除額: 8,000 円 × 個人住民税率: 10% = 800 円)

<識別マーク>

セルフメディケーション

税 控除 対象

※製品は順次マーク付きに置き換わっていきませんが、マークなしでも同じ製品は制度の対象となります。

だ湿布薬などがあります。具体的な本税制の対象OTC医薬品(約1500品)は厚生労働省のHPで掲載しているほか、

このため、領収書や定期健康診断等の書類は大事に保管しておくことが重要です。制度の詳細やQ&AをHP(下記)に掲載しておりますのでご覧ください。

○対象となる医薬品は?

セルフメディケーション税制の対象となるのは特定のOTC医薬品であり、ドラッグストア等で購入できる医薬品のすべてが対象となっているわけではありません。

OTC医薬品とは一般の方が医師の処方せんなしに、ドラッグストアなどで購入できる医薬品です。対象となるOTC医薬品には、たとえば、イブプロフェンを含んだかぜ薬やインドメタシンを含んだ湿布薬などがあります。

※①特定健康診査(いわゆるメタボ健診)、②インフルエンザの予防接種、③勤務先で実施する定期健康診断、④保険者が実施する健康診査、⑤市町村が実施するがん検診等

○どうしたら制度を利用できるの?

この制度を利用するには、通常の確定申告に必要な書類に加えて、

- ①対象となるOTC医薬品を購入した際の領収書
- ②定期健康診断等を受けたことを証明する書類(結果通知表、領収書等)

セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)について

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html>